

第十二條

本組合員ハ左ノ義務アルモノトス

一、毎月所定組合費ノ前納

二、規約及決議事項ノ遵守

第十三條

第五章 役員及機關

第十四條

本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

第十五條

一、組合長 一名
二、理事 若干名
三、會計 一名
四、書記 若干名
五、會計監査 若干名

第十六條

六、事業部委員 若干名

第十七條

七、組合長ハ必要ニ應シ本組合ノ役員ヲ任免スルコトヲ得

第十八條

八、理事ハ本組合支部役員中ヨリ互選シ本組合員三百名ニ對シ一名ノ割合ヲ以テ互選

第十九條

九、本組合長ヲ補佐スルモノトス

第二十條

十、本組合支部長ハ理事ノ資格ヲ有スルモノトス

第二十一條

十一、組合長ハ必要ニ應シ金銭及財産ノ保管ニ任ズ

第二十二條

十二、書記ハ本組合員中ヨリ互選シ本組合ノ事務ヲ處理シ其責ニ任ズ

第二十三條

十三、事業部委員ハ本組合支部員中ヨリ互選シ組合長ノ命ニヨリ其任ニ當ルモノトス

第二十四條

十四、委員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第二十五條

十五、本組合員ニシテ役員ニ選舉セラレタル時ハ組合本部へ報告スベシ

第二十六條

十六、組合員ハ前條ノ報告ヲ受理シタル時總同盟本部ニ報告シ同時ニ選任狀ヲ交附スルモノトス

第二十七條

十七、會計監督役ハ本組合支部役員中ヨリ互選シ會計ノ監督及財産ノ保管ニ任ズ

第二十八條

十八、書記ハ本組合員中ヨリ互選シ本組合ノ事務ヲ處理シ其責ニ任ズ

第二十九條

十九、事業部委員ハ本組合支部員中ヨリ互選シ組合長ノ命ニヨリ其任ニ當ルモノトス

第三十條

二十、委員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十一條

二十一、本組合員ニシテ役員ニ選舉セラレタル時ハ之ヲ拒ムコトヲ不得

第三十二條

二十二、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十三條

二十三、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十四條

二十四、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十五條

二十五、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十六條

二十六、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十七條

二十七、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十八條

二十八、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第三十九條

二十九、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十條

三十、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十一條

三十一、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十二條

三十二、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十三條

三十三、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十四條

三十四、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十五條

三十五、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十六條

三十六、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十七條

三十七、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十八條

三十八、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第四十九條

三十九、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第五十條

四十、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第五十一條

五十一、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第五十二條

五十二、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第五十三條

五十三、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第五十四條

五十四、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第五十五條

五十五、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス

第五十六條

五十六、本組合員ハ其受持事務ニ就イテ全責任ヲ負フモノトス